

山口県認知症介護基礎研修実施機関指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知。以下「国要綱」という。)の4の(1)の規定に基づく認知症介護基礎研修(以下「研修」という。)の実施主体として知事が指定する法人(以下「研修実施機関」という。)の指定手続等について、国要綱及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日付け老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「国通知」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 研修実施機関の指定を受けようとする者は、研修開始予定日の2月前までに認知症介護基礎研修実施機関指定申請書(第1号様式)及びそれに係る添付書類を知事に提出しなければならない。

- ①誓約書(第2号様式)
- ②定款又は寄附行為その他の規約
- ③法人の登記事項証明書
- ④認知症介護基礎研修の研修カリキュラム及び講師の氏名、履歴、担当科目
- ⑤研修事業計画及び研修スケジュール
実施場所、研修期間、受講対象者、受講予定人数、受講に要する費用、使用する教材(テキスト名・発行元等)、募集案内の方法等
- ⑥事業収支予算及び向こう2年間の財政計画
- ⑦研修を運営する組織図・職員配置状況
- ⑧過去の介護に関する研修実績
- ⑨個人情報保護に関する規定
- ⑩県税に滞納がないことを証する納税証明書
- ⑪その他指定に関し必要があると認める書類

(指定の要件等)

第3条 知事は、前条に規定する申請があったときは、次の要件をすべて満たす法人と認められる場合、研修実施機関として指定することができるものとする。

- (1) 研修事業に係る事務等を行うための事業所が山口県内に設置されていること。
- (2) 研修実施機関は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有する法人であること。
- (3) 研修事業の財務処理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (4) 研修事業の運営上知り得た個人情報の取り扱いについて、この事業に従事している者及び従事していた者に対して十分な措置がなされていること。
- (5) 研修事業を継続的に毎年度実施されること。
- (6) 研修実施に当たって、認知症介護指導者の協力を得られる体制が整備され、適切に研修が実施できること。

- (7) 国及び県の定めるところにより研修を適切に実施し、県から必要な指示、指導を受けた場合は、速やかに従うこと。
 - (8) 受講者の研修に係る書類等研修事業に係る書類を整備し、その管理が確実に行われていること。
 - (9) 本県又は他の都道府県において、過去に研修事業の不指定又は指定の取消し等の処分を受けていたり、研修事業の実施にあたり継続的な指示、指導を受けているなどの事実によって、適正な研修事業の実施能力に疑義を生じさせることがないこと。
 - (10) 県税に滞納がないこと。
- 2 知事は前項の規定にかかわらず、指定申請者が次のいずれかに該当するときは、指定を行わない。
- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）又は介護保険法施行令第35条の2に定める法律に基づき罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (2) 認知症介護実践研修に関し、研修実施機関の指定の取消しを受け、又は実施に当たり継続的な指示及び指導を受けている者であるとき。
 - (3) 介護保険法に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消された者であるとき。
 - (4) 第2号から前号までに定める取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）であるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、指定申請者が、認知症介護実践研修等又は介護サービス等の事業において、改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。
 - (6) 指定申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 第1号に該当する者
 - ウ 第2号又は第3号に該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者
 - エ 第4号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者
 - (7) 指定申請者又は指定申請者の代表者若しくはその構成員が、次のいずれかに該当する者であるとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

- イ 法第2条第6号に規定する「暴力団員」
- ウ 山口県暴力団排除条例（平成22年山口県条例第37号）第2条第3号に規定する「暴力団等」

（指定の決定）

第4条 知事は、第2条に規定する指定の申請があったときは、前条各号の要件（以下「指定要件」という。）に基づき審査を行う。

- 2 知事は、申請内容が指定要件を満たすと認められる場合、研修実施機関としての指定を行い、指定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、指定をしない決定をしたときは、申請者に対し、その理由を付して通知する。

（事業計画書の提出）

第5条 指定を受けた研修実施機関は、その年度における初回の研修の募集開始までに、認知症介護基礎研修事業実施計画書（第4号様式）及びそれに係る添付書類を、知事に提出しなければならない。

- ① 研修カリキュラム、研修期間、受講者の資格、募集方法、受講料、使用する教材（テキスト名・発行元等）等を記載した事業計画書
- ② 講師の氏名、履歴及び担当科目を記載した資料
- ③ 募集案内等受講対象者に提示する書類
- ④ 収支予算及び向こう2年間の財政計画
- ⑤ 研修修了の認定方法及び修了証書の様式
- ⑥ 過去の介護に関する研修実績

（実績報告書の提出）

第6条 研修実施機関は毎年度研修終了後2月以内に、認知症介護基礎研修実績報告（第5号様式）に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- ① 認知症介護基礎研修修了者名簿（第6号様式）
- ② 研修カリキュラム
- ③ 研修を実施した施設の名称及び所在地
- ④ 講師の氏名、担当科目
- ⑤ 実施要領等受講対象者に提示した資料
- ⑥ 受講者に配布したテキスト、資料
- ⑦ 受講者数、修了者数
- ⑧ 修了者に交付した修了証書の写し（各1部）
- ⑨ 収支決算書
- ⑩ その他必要と認められる書類

（変更又は廃止、休止、若しくは再開の届出）

第7条 次の各号に掲げる届出をしようとする者は、その事由の発生した日から10日以内に当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 変更の届出 認知症介護基礎研修変更届 (第7号様式)

(2) 廃止又は休止の届出 認知症介護基礎研修廃止届 (第8号様式) 又は認知症介護基礎研修休止届 (第8号様式)

(3) 再開の届出 認知症介護基礎研修再開届 (第9号様式)

2 知事は、前項の届出の内容が適切でないと判断したときは、研修実施機関に対し、必要な指示を行うことができる。

(調査及び指導等)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、研修実施機関に対して、研修事業の実施状況等について、報告及び書類の提出を求めることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、研修実施機関の事務所及び研修実施場所等において立入調査を行うことができる。

3 知事は、研修事業の実施状況等について適当でないと判断したときは、必要に応じて研修実施機関に対して、改善を指導し、指示し、若しくは命じ、又は、研修事業の中止を命じることができる。

(指定の取消し)

第9条 知事は、研修事業の申請内容に虚偽があったとき又は研修事業の実施内容が国要綱、国通知若しくはこの要綱の規定に違反するときは、指定を取り消すことができる。

(聴聞)

第10条 第8条第3項の規定により、研修事業の中止を命ずる場合及び前条の規定により、指定の取消を行う場合には、研修実施機関に対する聴聞等必要な手続きを行うものとする。

(立入調査)

第11条 研修実施機関は認知症介護基礎研修の健全な運営を確保するために知事が必要と認めて行う研修会場等の立入調査に協力しなければならない。

(事業の範囲)

第12条 研修実施機関は山口県外において認知症介護基礎研修を行おうとする場合は、改めてその都道府県の指定を受けなければならない。

2 事業者は山口県内で実施する認知症介護基礎研修について、次の行為を行ってはならない。

(1) 県外で研修を実施すること

(2) 県外で受講者の募集広告を行うこと

(秘密の保持)

第13条 研修実施機関は、運営上知り得た研修受講者にかかる個人情報について、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。研修実施機関の指

定が終了した後も同様とする。

- 2 研修実施機関は、研修受講者が研修において知り得た個人の秘密が保持されるよう、研修受講者に対して指導しなければならない。

(関係書類の保存)

第14条 研修実施機関は、事業の実施にかかる関係書類を備え、これを事業の終了する年度の最後の日から3年間保存しなければならない。

(修了証書の交付等)

第15条 研修実施機関は、研修の講義、演習について、全カリキュラムを修了した研修修了者に対し、修了証書(第10号様式)を交付するものとする。

- 2 研修実施法人は、研修の修了者の氏名、生年月日、住所、所属施設・事業所名、修了年月日及び修了証書の番号を記載した名簿(第6号様式)を作成し、管理するものとする。
- 3 前項に定める名簿は永年保存とし、修了証書の再発行に対応できるようにしておくものとする。
- 4 事業者は、研修事業を廃止した後においても、前二項の義務を負う。
- 5 知事は、研修を行った事業者が法人の解散等によって第3項に規定する再発行を行えなくなったと認めるときは、当該事業者が実施した研修の修了者からの申請により、修了証書を再交付することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月28日から施行する。